

環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針(案)

(該当部分抜粋)

別表 4 太陽電池発電所

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
工事の実施	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	イ 工事中資材等の搬出入に使用する自動車から発生する粉じん等に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する粉じん等に係る環境影響が工事場所の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
			騒音	騒音	イ 工事中資材等の搬出入に使用する自動車から発生する騒音に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。 ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
			振動	振動	イ 工事中資材等の搬出入に使用する自動車から発生する振動に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。 ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響による水の濁りに係る環境影響が工事の場所及びその周辺における水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	
	植物		重要な種及び重要な群落		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
工事の実施	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	生態系	地域を特徴づける生態系(陸域)	イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工食用資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物	イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。	
			残土	イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する残土が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 保管、運搬、処分等が適正に行われるものであること。	
その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。		
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	騒音	騒音	イ 施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準(基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。)に適合しないものでないこと。 ロ 施設の稼働に伴って発生する騒音が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ハ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。 ニ 発電所の付近に住居等がある場合においては、施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準(基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。)の確保に支障を及ぼすものでないこと。
		水環境	水質	水の濁り	地形改変及び施設の使用による水の濁りに係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	イ 地形改変及び施設の使用に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の使用において、対象事業実施区域における重要な地形及び地質の保全について適正な配慮がなされているものであること。

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針		
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	その他の環境	地盤	土地の安定性	<p>イ 地形改変及び施設の有存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における土地の安定性の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の有存在において、対象事業実施区域における土地の安定性の確保について適正な配慮がなされているものであること。</p>	
			その他	反射光	地形改変及び施設の有存在による太陽電池パネルからの反射光に係る影響が対象事業実施区域の周辺区域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		<p>イ 地形改変及び施設の有存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の有存在において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
植物	重要な種及び重要な群落		<p>イ 地形改変及び施設の有存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の有存在において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p> <p>ハ 対象事業実施区域内において、発電設備の設置に必要な部分以外は、可能な限り緑化が図られるものであること。</p> <p>ニ 緑化計画は、地形、表層の土壌、気候等植物の生育条件を考慮し、周辺の環境と調和するよう留意されるものであること。</p>			
生態系	地域を特徴づける生態系(陸域)		<p>イ 地形改変及び施設の有存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の有存在において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>			
その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。			
人と自然の豊かな触れ合いに区分される環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		<p>イ 地形改変及び施設の有存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の有存在において、対象事業実施区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>		

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針
土地又は工作物の存在及び供用	人と自然の豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物		<p>イ 地形改変及び施設の存在（事業の終了）により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。</p> <p>ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。</p>
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。